

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 県土利用を取り巻く情勢の変化と課題

◆2007年をピークに人口減少局面に突入し、合計特殊出生率は緩やかに回復傾向にあるものの、近年拡大傾向にある若い世代の東京圏への転出超過等の社会減が人口減少をさらに進行
 ◆我が国の国土づくりの目標である地域間におけるヒト、モノ、カネ、情報の活発な動きを促進する『対流促進型国土』の形成に向け、本県の国土利用計画が担う役割は、人口減少の急激な進行を抑制することで活力の維持向上を図り、対流の原動力として新たな国土づくりの先導と、人口減少社会に適応した新たな県土の利用・管理のあり方を構築

●安全・安心な県土の構築
 ・東日本大震災等の教訓から防災先進県として地震・津波に対する脆弱性への懸念の払拭が重要
 ○「地震・津波対策アクションプログラム2013」等の取組の着実な推進が必要
 ○ハード対策とソフト対策を連携させ、災害への備えを総合的に強化することが必要
 ○従来の防災・減災対策に加え、速やかに復旧・復興ができる県土の構築に向け、国土強靱化の取組の推進が必要

●持続的成長の確保
 ・リーマンショック等による経済・雇用環境の悪化からの回復の遅れ
 ・「内陸のフロンティア」を拓く取組の推進により開発のための土地需要が見込まれる状況、TPP等により市場の拡大が期待
 ・市街地の人口密度の低下、空き家等の増加による土地利用の効率の低下が懸念
 ○本県の強みや優位性を最大限に活用した持続的な成長の確保が必要
 ○持続的成長を確保しながら、人口減少下においても県土を荒廃させない持続可能な社会システムの構築が必要

●美しさと品格を備えた景観と豊かな自然環境の保全・創出
 ・富士山をはじめ世界に誇る景観は人を惹きつけ憧れを呼ぶ観光資源として地域の活性化に重要
 ・里地里山では過疎化等の進行により生物多様性への悪影響や野生鳥獣被害の深刻化、景観の悪化が顕在化
 ○自然環境や景観の保全とともに、人口減少下での空間的余裕を生かして美しさと品格を備えた景観の創出が必要
 ○生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことが必要

(2) 県土利用の基本方針

『日本一の「安全・安心」を実現する県土利用』、『将来に向け持続的成長を確保する県土利用』、『憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用』の3つを基本方針とし、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”」の実現を目指す

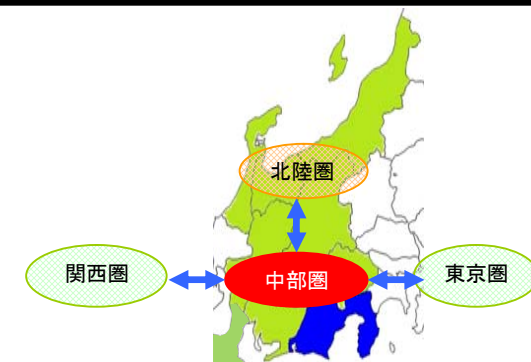
●日本一の「安全・安心」を実現する県土利用
 ○大規模自然災害への備え
 ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えたハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の推進
 ・災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限と都市機能等を集約化する過程において安全な地域への土地利用の誘導
 ・風水害や土砂災害等に対応した農地、森林、河川、海岸等の保全対策の推進

●将来に向け持続的成長を確保する県土利用
 ○多様なライフスタイルの実現
 ・地域の特性を活かし、多様なライフスタイルを選択できる県土利用の構築
 ○都市的土地利用
 ・都市のコンパクト化に向けた都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導
 ・ネットワークの結節点であるIC等の周辺地域を新たにコンパクトな拠点として産業の創出・集積等を促進
 ○農林業的土地利用
 ・生産性の高い優良農地の確保、生産性の高い森林経営の促進
 ○地域間の交流と連携の促進
 ○ICT等の技術革新の活用

●憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用
 ○景観の保全・創出
 ・美しい田園風景や魅力ある都市空間など美しさと品格を備えた景観の保全・創出
 ○自然環境の保全・再生
 ・優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成、外来種対策、野生鳥獣害対策等の推進による生物多様性の確保
 ○美しく品格のある景観と豊かな自然環境の活用
 ・美しく豊かな景観等の地域資源を活用した農山漁村と都市の様々な地域間相互の交流を促進

(3) 県土管理の方策

○複合的な施策の推進と県土の選択的な利用
 ・自然との共生、防災・減災、持続可能な地域資源の提供等、複合的な効果を発揮する施策を推進
 ○多様な主体による県土管理の促進
 ・多様な主体の参画を進め、広く県内外の人々が本県に関心を持ち、管理の一端を担う国民参加による県土管理の推進
 ○県境を越えた広域交流圏の構築
 ・様々な県・地域との広域連携による持続可能な土地利用の促進
 ○ICT等の活用
 ・県土に関する様々な地理空間情報をICT等の技術により総合的に活用



静岡県国土利用計画（第五次）最終案の概要

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び計画の基礎

- ◆計画の基準年次は平成26年、目標年次は平成38年
- ◆平成38年の人口はおよそ359万人、一般世帯数はおよそ138万世帯と想定

(2) 規模の目標

利用区分	年次	平成26年 (km ²)	平成38年 (km ²)	構成比		差 (H38-H26) (km ²)	増減率 (H38-H26) (%)
				平成26年 (%)	平成38年 (%)		
農地		685	666	8.8	8.6	▲ 19	▲ 2.8
森林		4,975	4,975	64.0	64.0	0	0.0
原野等		45	45	0.6	0.6	0	0.0
水面・河川・水路		300	301	3.9	3.9	1	0.3
道路		355	367	4.6	4.7	12	3.4
宅地		627	633	8.1	8.1	6	1.0
住宅地		369	369	4.7	4.7	0	0.0
工業用地		64	70	0.8	0.9	6	9.4
その他の宅地		194	194	2.5	2.5	0	0.0
その他		792	792	10.2	10.2	0	0.0
合計		7,779	7,779	100.0	100.0	0	0.0
(参考) 人口集中地区		426	405	-	-	▲ 21	▲ 5.0

- ・規模の目標は、将来人口等を前提として、県土利用の基本方向を達成するために、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態を踏まえて定める
- ・これらの数値は、今後の経済社会の不確定等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のもの
- ・全国計画との比較を行うため、平成26年の人口集中地区の面積は、平成22年の国勢調査による面積である

(参考) 国の規模の目標

利用区分	年次	平成24年 (万ha)	平成37年 (万ha)	構成比		差 (H37-H24) (万ha)	増減率 (H37-H24) (%)
				平成24年 (%)	平成37年 (%)		
農地		455	440	12.0	11.6	▲ 15	▲ 3.3
森林		2,506	2,510	66.3	66.4	4	0.2
原野等		34	34	0.9	0.9	0	0.0
水面・河川・水路		134	135	3.5	3.6	1	0.7
道路		137	142	3.6	3.8	5	3.6
宅地		190	190	5.0	5.0	0	0.0
住宅地		116	116	3.1	3.1	0	0.0
工業用地		15	15	0.4	0.4	0	0.0
その他の宅地		59	59	1.6	1.6	0	0.0
その他		324	329	8.6	8.7	5	1.5
合計		3,780	3,780	100.0	100.0	0	0.0
(参考) 人口集中地区		127	121	-	-	▲ 6	▲ 5.0

- ・平成24年の人口集中地区の面積は、平成22年の国勢調査による面積である

2 地域別の概要

(1) 地域区分の考え方

- ◆都市機能等の集積のメリット等を考慮、政令市並みの人口規模を目安
- ◆伊豆半島地域における観光等の特性を踏まえた地域づくり、東部地域における都市間連携による地域づくり、富士山静岡空港周辺地域における新たな発展に向けた地域づくりの視点に立って設定

(2) 地域区分

地域名	概ねの地域エリア
伊豆半島地域 (7市6町)	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
東部地域 (6市4町)	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部地域(1市)	静岡市
志太榛原・中東遠地域 (9市3町)	島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町、森町
西部地域(2市)	浜松市、湖西市

(3) 規模の目標の地域別の概要

(単位: km²)

利用区分	年次	上段():平成26年(基準年次) 下段:平成38年(目標年次)				
		伊豆半島地域	東部地域	中部地域	志太榛原・中東遠地域	西部地域
農地		(84)	(132)	(52)	(315)	(138)
		82	128	49	309	134
森林		(1,085)	(829)	(1,071)	(1,099)	(1,045)
		1,085	829	1,071	1,099	1,045
原野等		(13)	(27)	(3)	(3)	(1)
		13	27	3	3	1
水面・河川・水路		(17)	(29)	(36)	(101)	(122)
		17	29	37	101	122
道路		(57)	(78)	(37)	(123)	(81)
		59	81	38	126	84
宅地		(103)	(164)	(74)	(204)	(126)
		103	165	75	207	127
住宅地		(66)	(93)	(46)	(111)	(82)
		66	93	46	111	82
工業用地		(4)	(19)	(5)	(28)	(11)
		4	20	6	31	12
その他の宅地		(33)	(52)	(22)	(65)	(33)
		33	52	22	65	33
その他		(185)	(194)	(139)	(194)	(131)
		185	194	139	194	131
合計		1,543	1,453	1,412	2,040	1,645

※「伊豆半島グランドデザイン」（平成25年4月）の策定など、近年の新たな動きを踏まえ、沼津市、三島市及び函南町は、伊豆半島地域と東部地域に重複している。

静岡県国土利用計画（第五次）最終案の概要

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 総合的な措置

● 総合的かつ計画的な県土利用

- ・ 国土利用計画法及びこれらに関する土地利用関係法の適切な運用等により、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理
- ・ 従前どおりの土地利用が困難な工場跡地の農業利用や緑地空間等としての活用など、地域の実情に応じた有効利用の促進
- ・ 県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮した土地利用転換の適正化
- ・ 被災後の復旧・振興を迅速化する地籍調査など県土に関する調査の推進
- ・ 沿岸・都市部の再生、内陸・高台部の革新、地域連携軸の形成を三位一体で展開する「内陸のフロンティア」を拓く取組など複合的かつ効果的な施策の推進
- ・ 地域住民、企業、他地域の住民など多様な主体が県土の適切な管理に参画する「県土の国民的経営」の取組を推進

2 区分別の措置

(1) 基本方針別の措置

● 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用

- ・ 既存の防災林、砂丘等の嵩上げ・補強等の津波対策「静岡モデル」による防潮堤の整備や津波避難マウント等の整備
- ・ 風水害、土砂災害等による災害を予防する施設整備と適切な維持管理の推進
- ・ より安全な地域への居住等の誘導等に向け、関係法令に基づき土地利用制限を行う規制区域の指定・公表の推進
- ・ 被災時の避難地や避難路となる公園・緑地・街路等を活用したオープンスペースの確保と住宅・建築物の耐震化の促進

● 将来に向け持続的成長を確保する県土利用

- ・ 多極的な産業構造の構築に向けた成長産業の集積や企業の本社機能の移転等を促進する用地を確保
- ・ 生活と自然が調和した「豊かな暮らし空間創生」により、多様なライフスタイルを実現する居住空間を創出
- ・ 空き家バンク等の活用や中古住宅の市場整備の推進による既存住宅ストック等の有効活用と危険な空き家対策の促進
- ・ 担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けた農業生産基盤の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化
- ・ 森林施業の集約化等により低コストで生産性の高い森林経営の促進と持続可能な森林経営を支援する森林認証の取得促進

● 憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用

- ・ 世界遺産「富士山」や世界農業遺産「静岡の茶草場農法」等の美しい景観の後世への継承と、地域の歴史や文化に根ざした良好な景観の形成・保全
- ・ 牧之原茶園、伊豆半島などの広域景観の形成・保全と、美しく魅力あるまちなみ景観、水辺空間等の保全・再生・創出
- ・ 里地里山では、適切な農林業活動や民間・NPO等による保全活動とともに、「日本型直接支払制度」、「森の力再生事業」の推進により、多面的機能の発揮の確保
- ・ 絶滅のおそれがある野生動植物生息・生育地域等の保全や外来動植物対策、鳥獣害対策等による生物多様性の確保

(2) 地域別の措置

地域別	必要な措置の概要
伊豆半島	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆半島ジオパーク、世界遺産韮山反射炉等の世界水準の地域資源を活用した観光交流人口拡大への取組の促進と、屋外広告の規制強化等による広域景観の形成 ・ 伊豆半島地域の道路網の背骨となる伊豆縦貫自動車道や肋骨となるアクセス道路等の整備など、交流の拡大に向けた交通ネットワークの構築 ・ 「環相模湾」の交流拡大を見据えた神奈川県との連携により、交流人口の受入環境の整備を促進
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・ C N F 等の新分野への進出、医療健康関連産業の集積などの地域の持つ優位性や、新東名高速道路の全線開通も見据えた企業立地の促進 ・ 首都圏への通勤を続けながら生活と自然が調和するゆとりある暮らし等を実現する生活環境の整備と移住・定住の促進 ・ 静岡・山梨・神奈川の三県知事サミット等による富士箱根伊豆地域の広域連携施策の推進
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中部横断自動車道の開通効果を最大限に発揮し、清水港周辺地域に高度な機能を持つ物流施設の立地を促進 ・ 東西軸・南北軸の結節点となる立地の優位性を活かし、更なる食品関連産業等の企業立地の促進 ・ 山梨・長野県、関係市町との連携による南アルプスの豊かな自然環境等の保全と適正な利用の推進
志太榛原・中東遠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山静岡空港周辺の日本一の茶園景観等を活かした交流と賑わいのまちづくりの推進と、新幹線新駅の実現に向けた取組の推進 ・ 陸・海・空の交通ネットワークを活かした更なる食品関連産業や物流、成長産業分野等の企業立地の促進 ・ 本地域の食材、茶、花、茶草場農法などの豊かな資源を活用した6次産業の拡大など地域の特色ある産業の振興を促進
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光電子産業や航空宇宙産業など、新たな成長産業分野の企業立地の促進 ・ 天竜川上流部の豊かな森林や、浜名湖等の豊かな自然と景観の保全と交流人口の拡大 ・ 新東名と接続する三遠南信自動車道の整備など、地域圏内外の活発な交流や経済活動を支える道路ネットワークの構築